

社説

Editorials

後見裁判控訴

権利を奪い続けるのか

判決が説くもっとも大切なところを見ず、国民に正面から向きあっていない。そう言わざるを得ない、誤った対応である。

成年後見制度をめぐる裁判で敗訴した国(政府)が、控訴の手続きをとった。

公職選挙法は、十分な判断能力がなく後見人がついたお年寄りや知的障害者には、選挙権を与えないとさだめている。

東京地裁は今日14日、「主権者としての地位を事実上奪うものであり、参政権を保障した憲法に違反する」と述べた。控訴とは、この奪い、奪われた状態を変えないことを意味する。

国の言い分はこうだ。

後見をうけている人にも選挙権を認めると、不正投票に利用されるおそれがある。判断能力に応じてどんな線引きができるかを検討し、法律を改めるにしても、時間が必要だ。控訴せず

に判決を確定させた場合、法改正までの間、全国の選挙事務に混乱が生じる――。

東京地裁が判決理由の中で、「相応の能力を備えていない人には選挙権を与えないという考え自体には、合理性がある」と述べたことが、ひとつの支えになっているとみられる。

だが、実際にそのような「線引き」ができるだろうか。

そもそも裁判で国側は「選挙権の適切な行使が可能か否かを個別に審査する制度はつくれない」と主張してきた。そこで、おもに財産を管理する能力の有無を判定する成年後見制度を、性格の異なる選挙に「借用」したのではなかったか。

そんな借用は認められないと裁判所に指摘されたので、別のものさしを探す。そしてそのものさしが見つかるまで、主権者から権利を取りあげ続ける。

こんな手前勝手なふるまいが許されるはずがない。

公選法の問題の規定を、まず削除する。そのうえで、どうしても「線引き」や不正投票を防ぐ措置が必要だというのがなら、しかるべき手当てをする。

それが本来の道だ。控訴は、政府と国会の考え違いのつけを国民に回すことに他ならない。

おりしも一票の格差をめぐって厳しい判決があいついだ。成年後見訴訟とあわせ見えてくるのは、民主政治とそれを支える選挙の重要性を、正しく理解しようとする政治の姿だ。

連立与党をくむ公明党の北側一雄副代表は、官邸から「役所(総務省、法務省)が控訴するよう強く言っている」と説明をうけた、と話した。

何とも情けない。民主主義の根幹にかかわる話である。政治が決断しなくてはならないのか。